Ⅰ　総　　説

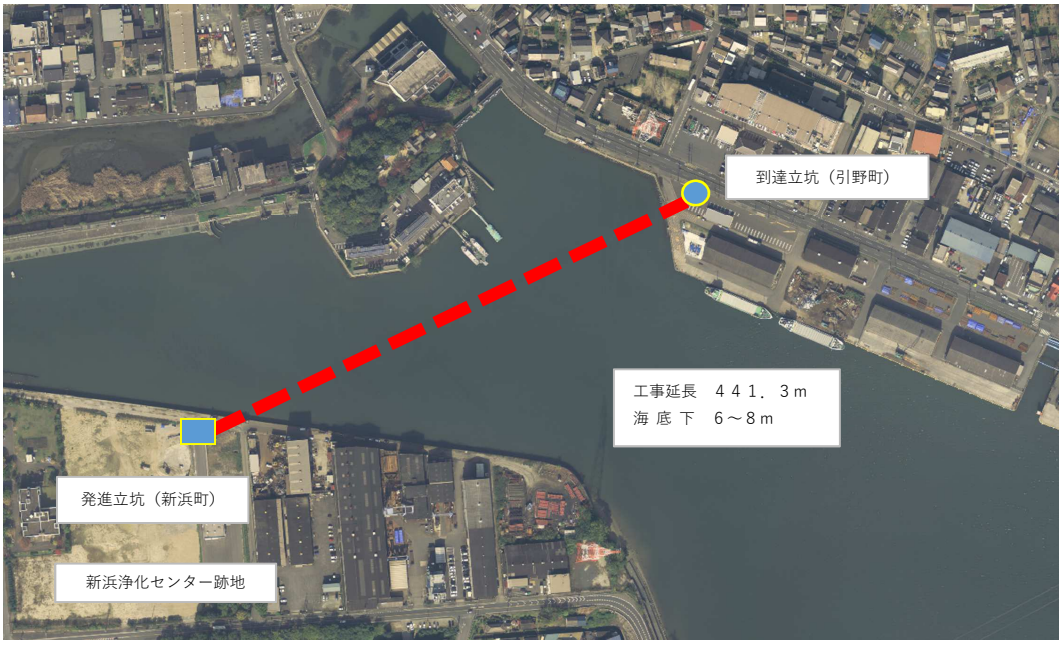

「サヤ管推進工事（工水配改２－１）」

▲工事施工中の様子

中津原浄水場と箕島浄水場を結ぶ工業用水道の連絡管は，1977年度（昭和52年度）に布設し，老朽化が進んでいることから既設管の更新を行っています。

本工事は，港湾下に本管を布設するためのサヤ管推進工事です。

1 年 表

年　　次	月　日	水道事業・工業用水道事業の事項	月　日	下水道事業の事項
1916(大正 5)	7. 1	福山市制施行(人口32,356人)		
1921(10)	3. 31	上水道の布設認可		
	6. 1	臨時水道部設置		
1922(11)	6. 1	熊野村論田池にて貯水池起工式		
1923(12)	1. 7	佐波村城山にて浄水場起工式		
1925(14)	4. 23	水道課設置		
	11. 15	上水道竣工通水式		
1929(昭和 4)	12. 23	鞆町上水道布設認可		
1931(6)	6. 30	鞆町上水道竣工		
1933(8)	1. 1	川口,手城,深津,奈良津,吉津,木之庄,本庄,神島,佐波,草戸の10か村合併		
1935(10)	10. 15	上水道第一期拡張工事認可		
1936(11)	3.	上水道第一期拡張工事竣工		
1945(20)	8. 8	戦災により市街地 314ha(95万坪)が焦土と化す		
1947(22)	10. 1	駐留軍へ給水開始		
1948(23)	4. 1	上水道料金改定		
1950(25)	4. 1	上水道料金改定		
1951(26)			11. 13	福山市公共下水道事業認可(152ha)
1952(27)	2. 1	上水道料金改定		
	7. 29	上水道第二期拡張工事認可		
	10. 1	地方公営企業法適用		
	10. 20	計画給水人口80,000人 給水量20,000㎥/日の基本計画議決		
1953(28)	1. 1	企業会計制度を実施		
	2. 1	松永町上水道新設工事認可	2. 3	福山市公共下水道工事着手
	2. 15	三川ダム起工式		
	4. 1	松永町が今津町を合併		
	10. 1	上水道料金改定		
1954(29)	3. 31	松永市制施行		
	4. 1	水道部となる		
	6. 29	計画給水人口133,000人 給水量55,000㎥/日の基本計画議決		
	9. 16	松永市上水道給水開始		
1955(30)	2. 5	加茂町簡易水道事業認可		
	10. 1	加茂町簡易水道給水開始		
1956(31)	3. 20	鞆町上水道第一期拡張事業認可		
	4. 16	上水道第三期拡張事業認可		
	9. 29	福山市から鞆町へ送水開始		
	9. 30	水呑,鞆町及び引野,市村,千田,御幸,津之郷,赤坂,瀬戸,熊野村を合併		
	11. 25	尾道市と臨時分水契約締結		
	12. 3	尾道市へ浄水分水開始		
1958(33)	4. 1	蓮池工業用水道給水開始		
	7. 15	御幸町簡易水道事業認可		
1959(34)	4. 15	御幸町簡易水道給水開始		
	6. 13	出原浄水場給水開始	6. 1	新浜ポンプ場一部供用開始
	8. 10	横尾町簡易水道事業認可		
1960(35)	1. 7	松永市上水道工事竣工		
	3. 31	三川ダム完成		

年　次	月　日	水道事業・工業用水道事業の事項	月　日	下水道事業の事項
1960(昭和35)	4. 1	上水道料金改定		
	6. 18	横尾町簡易水道給水開始		
	10. 1	水道局となる		
1961(36)	1. 11	尾道市へ原水分水開始		
	9. 15	駅家町簡易水道事業認可		
	12. 28	松永市上水道第一期拡張工事認可	12. 1	下水道使用料徴収開始
1962(37)	1. 1	深安町と合併		
	10. 1	駅家町簡易水道給水開始		
1963(38)			3. 28	新浜処理場建設着手
	7. 22	御幸町簡易水道拡張工事認可		
	12. 12	計画給水人口236,000人 給水量105,000㎥/日の基本計画議決		
	12. 27	上水道第四期拡張事業認可		
1964(39)	6. 1	御幸町簡易水道拡張工事竣工		
	9.	水道料金の口座振替を開始		
	9. 16	備後工業整備特別地域指定		
	11. 27	駅家町上水道第一期拡張事業認可		
	12. 18	草戸水源取水地点変更事業認可		
1965(40)	4. 1	臨海工業用水道給水開始		
	6. 1	上水道料金改定(改定率38.5%)		
1966(41)	2. 1	水道料金の集金委託開始	2. 1	伊勢丘処理場引継ぎ(小規模下水道)
	5. 1	福山市と松永市合併		
			9. 1	新浜処理場一部供用開始 (面積122.3ha,処理人口30,300人)
			10. 1	下水道使用料改定
1967(42)	3. 3	駅家町上水道第二期拡張事業認可		
	5. 1	松永地区へ藤井川上水道企業団から受水開始		
	6. 1	芦田川１級河川に昇格		
	6. 10	上水道第四期拡張事業一部完成 中津原浄水場から給水開始		
	8. 4	加茂町簡易水道第一期拡張事業認可		
1968(43)	3.	福山水道史発刊		
	3. 29	椋梨ダム完成		
	8. 23	横尾町簡易水道へ上水道から受水開始		
1969(44)	4. 1	水道料金調定事務電算化		
	5. 31	松永第一期拡張事業完成		
			6.	し尿処理開始(新浜処理場)
	7. 1	臨海工業用水道第２種料金設定		
	10. 1	熊野町簡易水道事業認可 服部簡易水道事業認可		
	11. 25	三川ダム嵩上げ工事とその使用について承認		
1970(45)			4.	汚泥処理開始(新浜処理場)
	9. 12	宜山簡易水道事業認可		
	12. 15	計画給水人口259,000人 給水量165,000㎥/日の基本計画議決 服部簡易水道給水開始		
1971(46)	3. 30	加茂町上水道事業認可		
	4. 1	料金改定(松永地区料金の一部)		

年　　次	月　日	水道事業・工業用水道事業の事項	月　日	下水道事業の事項
1971(昭和46)			6. 30	福山市公共下水道事業認可変更(806ha)
	8. 1	熊野町簡易水道給水開始		
	9. 30	三川ダム嵩上げ工事完成(5m)		
	10. 1	松永地区上水道及び御幸町・横尾町簡易水道を福山市上水道に統合（料金も統一する）		
1972(　47)	3. 3	上水道第五期拡張事業認可（第一次計画）		
	3. 31	芦田川河口堰漁業補償調印		
	7. 1	宜山簡易水道給水開始		
			8.	新浜雨水幹線整備着手
	11. 7	芦田川河口堰建設工事起工式		
1973(　48)	3. 31	上水道第五期拡張事業認可（第二次計画）		
	4. 1	蓮池工業用水道,臨海工業用水道,尾道分水料金改定	4. 1	下水道使用料改定
	5. 1	上水道料金改定(改定率58.57%)		
	7. 24	芦田川河口堰工業用水道事業認可		
	7. 27	水道局渇水対策本部設置(～9.13) この間次のように制限 上水道　(最大30%) 臨海工業用水道(最大93%) 蓮池工業用水道(最大50%)		
	8. 26	藤井川上水道企業団(椋梨系)受水開始		
	8. 31	新庁舎完成(9.13移転)		
	9. 8	芋原簡易水道事業認可		
1974(　49)	2. 1	八田原ダム実施調査協定締結		
	4. 1	芦田町と合併	4. 1	引野処理場引継ぎ(小規模下水道) 瀬戸処理場引継ぎ(小規模下水道)
1975(　50)	2. 1	加茂,駅家町と合併 芋原簡易水道給水開始	2. 13	芦田川流域下水道事業認可
	4. 1	蓮池工業用水道,臨海工業用水道料金改定		
	12. 6	給水区域の拡張(走島町)厚生省認可		
1976(　51)	2. 5	神辺町へ分水開始		
			4. 1	下水道使用料改定 向陽処理場引継ぎ(小規模下水道)
			6. 3	福山市公共下水道事業認可変更（松永処理区追加1,131ha）
	8. 1	上水道料金改定(改定率56.80%) 簡易水道料金改定(改定率23.18%)		
	12. 20	三川ダム共有持分62.76%となる		
1977(　52)	2. 16	異常寒波(～2.22)	2. 17	松永処理区事業着手
			3. 31	新浜処理場完成（処理能力60,000㎥／日）
	4. 1	広島県沼田川水道用水供給事業から受水開始(浄水の柳津受水)		
	4. 4	走島町へ給水開始		
	7. 14	上水道第六期拡張事業認可		
	10. 14	佐波浄水場休止		

年　　次	月　日	水道事業・工業用水道事業の事項	月　日	下水道事業の事項
1978(昭和53)	4. 1	蓮池工業用水道事業廃止 河口堰工業用水道一部給水開始		
	5. 1	部制実施		
	6. 6	水道局渇水対策本部設置(～6.22) 山野簡易水道事業認可		
	8. 3	福山市渇水対策本部設置(～9.23)	8. 1	福山市流域関連公共下水道事業認可 (1,470ha)
	9. 13	八田原ダム建設に関する基本計画変更告示 (上水100,000㎥/日,工水50,000㎥/日)	9. 29	芦田川処理区事業着手
	10. 1	水道メーターの検針委託開始		
1979(54)	10. 1	福田浄水場給水開始 宜山簡易水道を福山市上水道に統合		
1980(55)	1. 16	山野簡易水道給水開始		
	4. 1	工業用水道料金改定	4. 1	下水道使用料改定
	8. 1	水道メーターの隔測検針開始	8. 26	福山市都市下水路事業認可 (大津野下水路)
	9. 1	上水道,簡易水道料金改定 (改定率44.98%)		
1981(56)	2. 27	異常寒波(～3.4)		
	4. 1	工業用水道料金改定(第２種・旧蓮池)		
1982(57)			4. 1	下水道使用料改定(改定率30.4%)
	7. 5	水道局渇水対策本部設置(～7.17)		
	7. 12	福山市渇水対策本部設置(～7.17)		
1983(58)	12. 13	工業用水道の給水区域拡張		
1984(59)	2. 7	異常寒波(～2.13)		
	4. 1	工業用水道料金改定(第１種・第２種)	4. 1	下水道使用料改定(改定率45.8%)
			7. 1	幕山浦上処理場引継ぎ(小規模下水道)
			10. 1	芦田川流域下水道芦田川浄化センター供用開始(処理能力33,600㎥／日) 瀬戸小立処理場引継ぎ(小規模下水道)
1985(60)	3. 6	上水道第六期拡張事業変更認可 (一次分)		
			11.	大津野ポンプ場運転開始
1986(61)			3. 3	福山市都市下水路事業認可(千田下水路)
	4. 1	熊野簡易水道を福山市上水道に統合 上水道,簡易水道料金改定 (改定率18.80%) 水道料金の郵便振替開始		
1988(63)			1. 14	幕山浦上処理場廃止
			4. 1	下水道使用料改定 (改定率48.2%,資本費算入)
	6. 25	八田原ダム建設に関する基本計画変更告示 (取水地点・建設費用・工期)		
			8. 16	松永浄化センター建設着手
			12. 23	伊勢丘処理場廃止
1989(平成元)	3. 23	上水道第六期拡張事業変更認可 (二次分)		

年　　次	月　日	水道事業・工業用水道事業の事項	月　日	下水道事業の事項
1989(平成元)	4. 1	尾道市へ原水分水廃止 佐波浄水場廃止 藤井川上水道企業団解散 消費税法施行(3%課税)	4. 1	消費税法施行(3%課税)
	12. 12	松永地区へ中津原浄水場から送水開始 (浄水の柳津受水廃止)		
1990(2)			3. 1	千田ポンプ場運転開始
			3. 15	引野処理場廃止
	5. 30	八田原ダム定礎式		
	8. 29	工業用水道事業規模見直し(配水能力353,000㎥/日→293,000㎥/日)		
1991(3)	3.	福山水道史第二巻発刊		
	3. 18	町上浄水場配水池へ中津原浄水場から送水開始 (原水受水休止,町上浄水場休止)		
	4. 1	工業用水道第１種・第２種料率統一	4. 1	下水道使用料改定(改定率25.3%)
	4. 18	新規浄水場建設で神辺町と基本協定書締結		
	10. 1	加茂町百谷地区へ給水開始		
1992(4)	1. 15	水道局庁舎東館完成		
	4. 1	財団法人福山市水道サービス公社設立	4. 1	松永浄化センター供用開始 (面積74ha,処理人口3,440人)
1993(5)	3. 1	赤坂町長者原地区へ給水開始		
	4. 1	料金調定・収納業務オンラインシステム稼働		
1994(6)	4. 1	給水条例の全部改正 上水道,簡易水道料金改定 (改定率19.74%)	4. 1	下水道使用料改定(改定率29.3%)
	4. 19	千田配水池(鋼製)竣工式		
	7. 15	水道局渇水対策本部設置(～1995.5.2)		
	7. 22	福山市渇水対策本部設置(～1995.5.2)		
	8. 16	時間断水(22:00～翌朝10:00)実施 (～9.29)	9. 8	下水道水緑景観モデル事業の認定 (松永1号雨水幹線)
	10. 21	八田原ダム試験湛水開始		
1995(7)	1. 20	兵庫県南部地震(阪神・淡路大震災) 救援活動実施(応急給水 ～2.21)		
	6. 2	千田浄水場起工式		
			9.	合流式下水道改善事業着手
	11. 14	上水道通水70周年・工業用水道30周年記念式典及び記念行事		
1996(8)			3. 5	福山市公共下水道事業認可変更 (合流式下水道改善)
	3. 29	上水道第六期拡張事業変更認可 (三次分)	4. 1	明王台浄化センター引継ぎ (小規模下水道)
	11. 1	市制施行80周年記念式典		
1997(9)	4. 1	消費税率引上げ及び地方消費税導入 (5%課税)	4. 1	消費税率引上げ及び地方消費税導入 (5%課税)
			5. 30	向陽処理場廃止
	7. 5	八田原ダム竣工式		
1998(10)	3. 1	水道料金前納制廃止・ブロック制導入		

年　　次	月　日	水道事業・工業用水道事業の事項	月　日	下水道事業の事項
1998(平成10)	3. 31	八田原ダム建設完了の公示		
	4. 1	中核市に移行 駅家町新山地区へ給水開始		
	4. 9	中央管理センター開所		
			5. 22	水循環・再生下水道モデル事業の認定 (松永2・3号雨水幹線)
	7. 1	上水道,簡易水道料金改定 (改定率19.80%)	7. 1	下水道使用料改定(改定率13.3%)
1999(11)	4. 1	水道料金及び下水道使用料の徴収一元化	4. 1	下水道使用料の徴収を水道局へ委託
2000(12)	6. 1	コンビニエンスストア収納開始		
	9. 1	服部簡易水道を福山市上水道に統合	9. 27	甦る水100選(松永雨水幹線)認定
	10. 8	鳥取県西部地震救援活動 (配水管破損応急復旧) 実施(～10.9)		
2001(13)	2. 27	神辺町と「緊急時の応援給水に関する協定書」締結		
	3. 24	芸予地震救援活動(応急給水)実施 (～3.25)		
2002(14)	4. 1	加茂浄水場休止		
			7. 1	下水道使用料改定(改定率14.56%)
	11. 25	第1次取水制限実施 (工業用水20%,農業用水20%) 水道局渇水対策本部設置(～3.10)		
	12. 20	水道法改正に伴う貯水槽水道の管理について「福山市水道給水条例」の一部改正		
	12. 24	第2次取水制限実施 (工業用水30%,農業用水40%)		
2003(15)	2. 3	新市町・内海町と合併 北部業務所新市水道出張所・業務課調定係内海分室を設置	2. 3	新市町・内海町と合併 (新市町…1988.2 事業着手,1994.4供用開始)
	2. 14	第3次取水制限(緩和)実施 (工業用水20%,農業用水20%)		
	3. 8	取水制限解除		
	3. 11	福山市水道局ホームページ開設		
			4. 1	農業集落排水施設(服部地区)を福山市流域関連公共下水道へ接続
	5. 28	渡上浄水場廃止		
	6. 27	芦田川河口堰建設完了の公示		
			10.	明王台浄化センター廃止
2004(16)	1. 16	駅家町雨木・助元地区へ給水開始		
	6. 30	駅家浄水場休止		
	8. 3	千田浄水場通水式		
	10. 1	水道技術研修センター開所		
	11. 25	駅家町服部本郷地区へ給水開始		
2005(17)	2. 1	沼隈町と合併 営業課沼隈水道出張所を設置	2. 1	沼隈町と合併 (1996.12 事業着手,2006.4 供用開始)
	5. 9	戸手浄水場休止		
	6. 1	営業課南部出張所を(福山市役所鞆支所内に)移転		

年　　次	月　日	水道事業・工業用水道事業の事項	月　日	下水道事業の事項
2006(平成18)	3.　1	神辺町と合併 神辺営業所を設置	3.　1	神辺町と合併 (1988.11 事業着手,1990.8 供用開始) 神辺工業団地汚水処理施設引継ぎ (小規模下水道)
	3. 31	北部営業所新市水道出張所の廃止 工業用水道事業統合		
	7.　1	市制施行90周年記念式典		
	8. 28	広島県送水施設事故による応援給水活動実施(8.28～9.5 江田島市にて)		
2007(　19)	2.　1	坊寺簡易水道を福山市上水道に統合		
	4. 27	高渕浄水場廃止		
	6. 26	水道水質検査優良試験所規範（水道ＧＬＰ）認定取得	6. 15	エコアクション21認証・登録 (新浜浄化センター)
	12.　7	市民意識調査，事業所アンケート調査を実施		
2008(　20)	2.　1	江良簡易水道を福山市上水道に統合		
	3.　5	芋原簡易水道事業変更認可	3.	瀬戸処理場廃止
	4.　1	南部出張所，沼隈水道出張所を分室とする 加圧負担金・加圧管理費の廃止		
2009(　21)	3. 24	広島県と「応援給水に関する基本協定」を締結		
	3. 31	財団法人福山市水道サービス公社解散		
	6.　2	第1次取水制限実施(工業用水20%)		
	6. 15	第2次取水制限実施（工業用水30%,農業用水30%）	6. 15	エコアクション21認証・登録更新 (新浜浄化センター)
	6. 16	水道局渇水対策本部設置(～7.23)		
	7.	福山市水道事業中長期ビジョン策定		
	7. 22	山口市集中豪雨被災地への応援給水活動実施(～7.28)		
	7. 23	取水制限解除		
	10. 15	横路浄水場廃止		
	10. 30	上水道第六期拡張事業変更認可（四次分） 芋原簡易水道，山野簡易水道を福山市上水道に統合		
2010(　22)	1.	田村浄水場廃止		
	9. 16	出原浄水場更新事業着工		
2011(　23)	1.	寒波による水道管破裂が多発（中旬,下旬）		
	1. 31	「中国地域における工業用水道災害時等の相互応援に関する協定書」締結		
	3. 14	東日本大震災被災地への応援給水活動実施(～4.3)		
			4.　1	中央ポンプ場供用開始
	6. 26	水道水質検査優良試験所規範（水道ＧＬＰ）認定更新	6. 15	エコアクション21認証・登録更新 (新浜浄化センター)
2012(　24)	3. 14	太陽光発電設備竣工式(箕島浄水場)		
	3. 19	水道局庁舎東館改修	3. 19	福山市公共下水道事業認可変更

年　　次	月　日	水道事業・工業用水道事業の事項	月　日	下水道事業の事項
2012(平成24)			3. 22	福山市流域関連公共下水道事業認可変更 （全体計画見直し　全体計画区域 及び計画区域内人口の変更　計画面積 11,341.2ha　計画人口356,800人）
	3. 31	南部分室，沼隈分室，内海分室の廃止		
	4. 1	建設局下水道部と組織統合し上下水道局となる 営業所(東部・西部・北部・神辺)を出張所とする	4. 1	水道局と組織統合し上下水道局となる 下水道事業に地方公営企業法の全部を適用 営業所(東部・西部・北部・神辺)を出張所とする
	4. 8	神辺町三谷地区へ給水開始		
	12. 4	市民意識調査，事業所アンケート調査を実施		
2013(　25)			2. 1	福山市公共下水道事業経営計画策定
	3. 29	旧佐波浄水場の3施設(配水池，浄水井上屋，門)が国の登録有形文化財に登録		
	6. 11	第1次取水制限実施 （工業用水20%,農業用水20%）		
	6. 20	取水制限解除		
2014(　26)	3. 31	旧佐波浄水場跡地が佐波城山公園として開園	3. 31	新浜浄化センター廃止 （新浜処理区は芦田川処理区へ編入）
	4. 1	消費税率及び地方消費税率引上げ （8%課税）	4. 1	消費税率及び地方消費税率引上げ （8%課税） 中央雨水滞水池供用開始
	6. 29	松江市・尾道市と「災害時における相互応援に関する協定書」締結		
2015(　27)	3. 1	上水道料金改定(改定率△0.43%)	3. 1	下水道使用料改定(改定率16.56%)
	3. 31	出張所(東部・西部・北部・神辺)の廃止	3. 31	出張所(東部・西部・北部・神辺)の廃止
	4. 1	営業関連業務の包括委託を実施 「ふくやま上下水道料金センター」及び「ふくやま上下水道修繕センター」を開設 水道メーター分解・分別業務を市内の障がい者就労施設へ委託	4. 1	営業関連業務の包括委託を実施 「ふくやま上下水道料金センター」及び「ふくやま上下水道修繕センター」を開設
	6. 1	出原浄水場試験通水開始		
	6. 26	水道水質検査優良試験所規範 （水道ＧＬＰ）認定更新		
	8. 5	第1回福山市上下水道事業経営審議会開催(第2回10.27，第3回2016.1.26)	8. 5	第1回福山市上下水道事業経営審議会開催(第2回10.27，第3回2016.1.26)
			8. 20	中央2号・中央5号幹線築造工事修ばつ式及びシールドマシン発進式
	9. 16	水質管理センター開所式		
			11. 6	福山市公共下水道事業計画変更
2016(　28)	3.	福山上下水道史第三巻発刊	3.	福山上下水道史第三巻発刊
	3. 20	走島海底送水管漏水事故が発生 （島内で約19時間断水）		
	3. 31	出原浄水場更新工事竣工		
	4. 17	熊本地震への応急給水活動実施(～4.28)		

年　　次	月　日	水道事業・工業用水道事業の事項	月　日	下水道事業の事項
2016(平成28)	4. 26	第一環境（株）と「災害時における応援に関する協定書」締結	4. 26	第一環境（株）と「災害時における応援に関する協定書」締結 （公社）日本下水道管路管理業協会と「災害時における復旧支援協力に関する協定書」締結
	4. 28	出原浄水場更新事業(市制施行100周年記念施設整備)完成式 第4回福山市上下水道事業経営審議会開催(第5回7.25，第6回10.18，第7回2017.1.13，答申2.1)	4. 28	第4回福山市上下水道事業経営審議会開催(第5回7.25，第6回10.18，第7回2017.1.13，答申2.1)
	7. 1	市制施行100周年記念式典	7. 1	市制施行100周年記念式典
2017(　29)			1. 1	汚泥固形燃料化施設(県営芦田川流域下水道芦田川浄化センター敷地内)の運用開始[広島県,府中市,福山市,尾道市]
	2. 17	福山市上下水道事業中長期ビジョン（経営戦略）の策定	2. 17	福山市上下水道事業中長期ビジョン（経営戦略）の策定
			3. 31	瀬戸小立処理場廃止
	4. 1	中津原浄水場外運転管理及び維持管理業務委託を実施		
			6. 15	中央2号・中央5号幹線供用開始
	7. 13	走島海底送水管復旧　送水開始		
	10. 5	産学官共同研究の実施に関する覚書締結(福山市水道施設におけるエネルギー最適化ソリューションに関する研究)[ＪＦＥエンジニアリング,福山市立大学,福山市上下水道局(～2019.3.31)]		
	12. 20	水道事業における災害等発生時の相互応援に関する覚書締結[三原市,尾道市,福山市,府中市,世羅町,神石高原町,笠岡市,井原市]		
2018(　30)			2. 27	福山市公共下水道事業計画変更 福山市流域関連公共下水道事業計画変更
	3. 1	上下水道料金等システム(再構築)稼働	3. 1	上下水道料金等システム(再構築)稼働
	3. 20	第1回第2次福山市上下水道事業経営審議会開催(第2回7.23，第3回10.30，第4回2019.1.22，答申3.28)	3. 20	第1回第2次福山市上下水道事業経営審議会開催(第2回7.23，第3回10.30，第4回2019.1.22，答申3.28)
	4. 4	広島県水道広域連携協議会設置		
	7. 6	平成30年7月豪雨による水道管破損事故が発生(神村町・赤坂町・加茂町の一部ほかで断水)(～7.14)		
	7. 8	平成30年7月豪雨被災地への応援給水活動等実施(尾道市7.8～18，三原市7.14～28，呉市7.21～8.2，竹原市7.24～8.3)		
2019(　31)	3. 31	産学官共同研究の実施に関する覚書の変更覚書締結(福山市水道施設におけるエネルギー最適化ソリューションに関する研究)[有効期間の延長～2021.3.31]		
			4. 1	広島県下水道事業広域化・共同化検討会設置

年　　次	月　日	水道事業・工業用水道事業の事項	月　日	下水道事業の事項
2019(令和元)			9. 20	抜本的な浸水対策を推進するための「福山市手城川流域における床上浸水被害解消プラン」が国土交通省の「100㎜/h安心プラン」に登録
	10. 1	消費税率及び地方消費税率引上げ（10%課税），軽減税率制度の実施（8%） 水道法の一部を改正する法律の施行（広域連携，官民連携の推進等） 福山市水道給水条例の一部改正 （指定給水装置工事事業者指定更新手数料の更新）	10. 1	消費税率及び地方消費税率引上げ（10%課税），軽減税率制度の実施（8%）
2020(　　2)			3. 25	福山市公共下水道事業計画変更 福山市流域関連公共下水道事業計画変更
	4. 1	営業関連業務等包括委託の拡大（給排水関連窓口業務等）	4. 1	営業関連業務等包括委託の拡大（給排水関連窓口業務等）
	7. 1	工業用水道料金改定（改定率△8.9%）		
	9. 30	「広島県水道広域連携推進方針」に対して，「統合以外の連携」を選択（広島県へ回答）		
	10. 30	市民意識調査，事業所アンケート調査を実施	10. 30	市民意識調査，事業所アンケート調査を実施
2021(　　3)			3. 12	福山市流域関連公共下水道事業計画変更
	3. 16	第1回第3次福山市上下水道事業経営審議会開催	3. 16	第1回第3次福山市上下水道事業経営審議会開催
	3. 31	熊野浄水場廃止 産学官共同研究の実施に関する覚書の変更覚書締結(福山市水道施設におけるエネルギー最適化ソリューションに関する研究)[有効期間の延長～2022.3.31]		
			4. 1	広島県下水道事業広域化・共同化推進会議設置 高西東新涯ポンプ場供用開始
	6. 30	第2回第3次福山市上下水道事業経営審議会開催(第3回10.28，第4回12.20，答申2022.1.24)	6. 30	第2回第3次福山市上下水道事業経営審議会開催(第3回10.28，第4回12.20，答申2022.1.24)
			8. 27	機織排水区雨水貯留施設供用開始
2022(　　4)			2. 1	福山市公共下水道及び福山市流域関連公共下水道事業計画変更
	3. 25	福山市上下水道事業中長期ビジョン（経営戦略）の改定 福山市上下水道事業中長期ビジョン（経営戦略）後期実施計画の策定	3. 25	福山市上下水道事業中長期ビジョン（経営戦略）の改定 福山市上下水道事業中長期ビジョン（経営戦略）後期実施計画の策定
	4. 1	中津原浄水場外運転管理及び維持管理業務委託の拡大（加圧施設維持管理業務等）		

2 機構及び職制

(1) 機　構

〔2022年（令和4年）4月1日〕

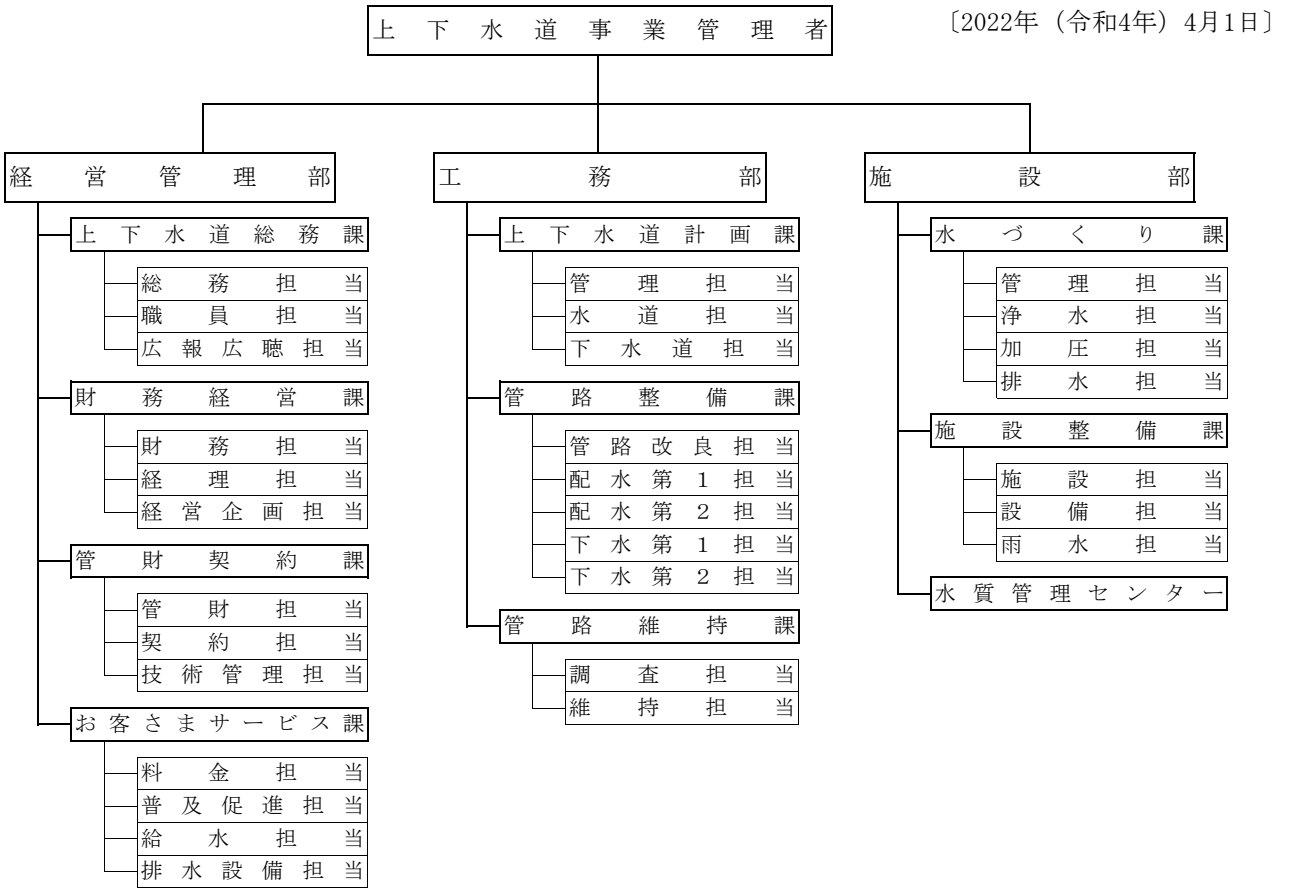

〔2021年（令和3年）4月1日〕

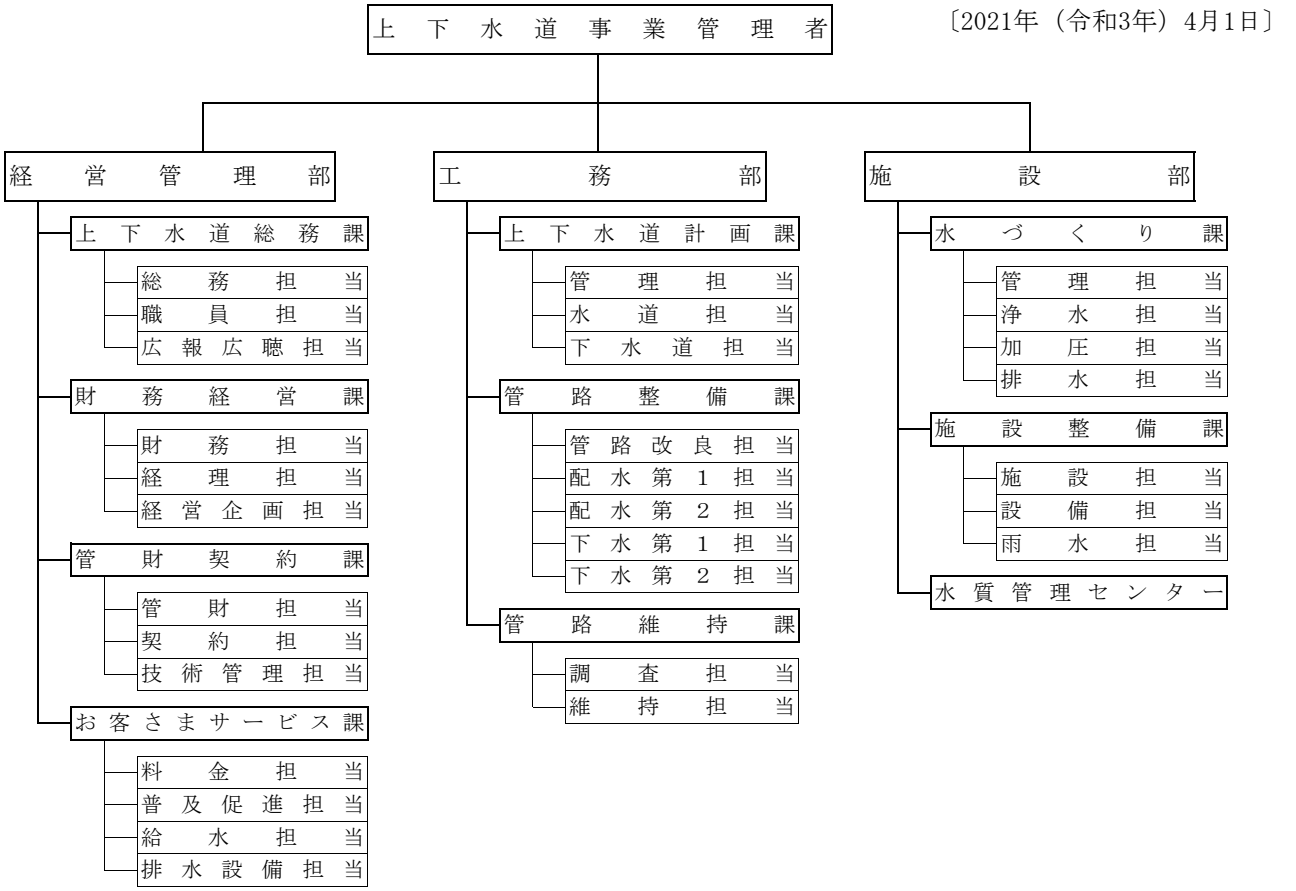

(2) 年度別職員定数・職員数

（単位：人）

年　度	定　数	職　員　数	
		4/1現在	3/31現在
2017年度	255	237[39]	236[39]
2018年度	255	231[32]	231[32]
2019年度	255	230[25]	229[25]
2020年度	255	229[13]	229[13]
2021年度	**255**	**228[9]**	**228[9]**

参考　（単位：人）

年　度	新規採用者数	退職者数
2017年度	7	6
2018年度	4	6
2019年度	6	2
2020年度	4	－
2021年度	**4**	**3**

※ 定数は，4月1日現在であり，2022年度(令和4年度)は255人である。
　また，[　]内は，再任用短時間勤務職員で外数である。
※ 管理者は特別職であるため，含めない。

(3) 職員数・配置　〔 2022年(令和4年)3月31日現在 〕

（単位：人）

職種別（担当制）	上下水道総務課			財務経営課			管財契約課			お客さまサービス課				上下水道計画課			管路整備課					管路維持課		水づくり課				施設整備課			水質管理センター
	総務	職員	広報広聴	財務	経理	経営企画	管財	契約	技術管理	料金	普及促進	給水	排水設備	管理	水道	下水道	管路改良	配水第1	配水第2	下水第1	下水第2	調査	維持	管理	浄水	加圧	排水	施設	設備	雨水	
総数 229	17			17			14			29				18			45					20		33				25			11
管理者 1	1																													
部長級 3	1													1									1							
課長級 14	1			2			1			2				1			2					1		1				2			1
課長補佐級 6	1									1				1			1							1				1			
次長級 30	2			3			3			4				2			4					3		5				3			1
主事 45	10			10			7			13				3										2							
技師 130	1			2			3			9				10			38					16		23				19			9
短時間勤務 9							1			4														4							

※ 再任用短時間勤務職員は総数に含めない。
　・部長級…部長　・課長級…課長,所長　・課長補佐級…課長補佐　・次長級…次長,調整員（政策担当）

参考〔 2022年(令和4年)4月1日現在 〕

（単位：人）

職種別（担当制）	上下水道総務課			財務経営課			管財契約課			お客さまサービス課				上下水道計画課			管路整備課					管路維持課		水づくり課				施設整備課			水質管理センター
	総務	職員	広報広聴	財務	経理	経営企画	管財	契約	技術管理	料金	普及促進	給水	排水設備	管理	水道	下水道	管路改良	配水第1	配水第2	下水第1	下水第2	調査	維持	管理	浄水	加圧	排水	施設	設備	雨水	
総数 226	18			17			14			29				17			45					20		30				25			11
管理者 1	1																													
部長級 3	1													1									1							
課長級 14	1			2			1			2				1			2					1		1				2			1
課長補佐級 6	1									1				1			1							1				1			
次長級 29	2			3			3			3				2			4					3		5				3			1
主事 45	10			11			7			13				3										1							
技師 128	2			1			3			10				9			38					16		21				19			9
短時間勤務 6							1			5																					

※ 再任用短時間勤務職員は総数に含めない。
　・部長級…部長　・課長級…課長,所長　・課長補佐級…課長補佐　・次長級…次長,調整員（政策担当）

(4) 会計別職員数

ア 水道事業会計

（単位：人）

	2021年度末				2022年度当初			
	特別職	一般職		計	特別職	一般職		計
		会計年度任用職員以外	会計年度任用職員			会計年度任用職員以外	会計年度任用職員	
損益勘定支弁職員	1	68 [6]	－ [4]	69 [10]	1	66 [4]	1 [2]	68 [6]
資本勘定支弁職員	－	43 [-]	－ [-]	43 [-]	－	43 [-]	－ [-]	43 [-]
合　計	1	111 [6]	－ [4]	112 [10]	1	109 [4]	1 [2]	111 [6]

イ 工業用水道事業会計

（単位：人）

	2021年度末				2022年度当初			
	特別職	一般職		計	特別職	一般職		計
		会計年度任用職員以外	会計年度任用職員			会計年度任用職員以外	会計年度任用職員	
損益勘定支弁職員	－	27 [1]	－ [-]	27 [1]	－	27 [-]	－ [1]	27 [1]
資本勘定支弁職員	－	7 [-]	－ [-]	7 [-]	－	7 [-]	－ [-]	7 [-]
合　計	－	34 [1]	－ [-]	34 [1]	－	34 [-]	－ [1]	34 [1]

ウ 下水道事業会計

（単位：人）

	2021年度末				2022年度当初			
	特別職	一般職		計	特別職	一般職		計
		会計年度任用職員以外	会計年度任用職員			会計年度任用職員以外	会計年度任用職員	
損益勘定支弁職員	－	41 [2]	2 [1]	43 [3]	－	41 [2]	1 [1]	42 [3]
資本勘定支弁職員	－	42 [-]	－ [-]	42 [-]	－	41 [-]	－ [-]	41 [-]
合　計	－	83 [2]	2 [1]	85 [3]	－	82 [2]	1 [1]	83 [3]

エ 合計

（単位：人）

	2021年度末				2022年度当初			
	特別職	一般職		計	特別職	一般職		計
		会計年度任用職員以外	会計年度任用職員			会計年度任用職員以外	会計年度任用職員	
損益勘定支弁職員	1	136 [9]	2 [5]	139 [14]	1	134 [6]	2 [4]	137 [10]
資本勘定支弁職員	－	92 [-]	－ [-]	92 [-]	－	91 [-]	－ [-]	91 [-]
合　計	1	228 [9]	2 [5]	231 [14]	1	225 [6]	2 [4]	228 [10]

※ 特別職1名は，上下水道事業管理者であり，上下水道事業経営審議会委員は含めない。
なお，上下水道事業経営審議会委員は以下のとおり。
2021年度（令和3年度）　水道事業会計 損益勘定支弁職員5名，下水道事業会計 損益勘定支弁職員5名
2022年度（令和4年度）　水道事業会計 損益勘定支弁職員5名，下水道事業会計 損益勘定支弁職員5名

※ ［ ］内は，短時間勤務職員で外数である。

(5) 職員構成 〔 2022年(令和4年)3月31日 〕

◆ 勤続年数

年　数　別	人数	構成比
総　　数	**224 人**	**100.0 %**
1年未満	0 人	0.0 %
1年以上～ 3年未満	8 人	3.6 %
3年以上～ 5年未満	8 人	3.6 %
5年以上～10年未満	44 人	19.6 %
10年以上～15年未満	58 人	25.9 %
15年以上～20年未満	25 人	11.1 %
20年以上～25年未満	11 人	4.9 %
25年以上～30年未満	38 人	17.0 %
30年以上	32 人	14.3 %
平均勤続年数	16年 8月	

※ 再任用フルタイム勤務職員4名を除く。

◆ 年齢

年　齢　別	人数	構成比
総　　数	**224 人**	**100.0 %**
20歳未満	0 人	0.0 %
20歳以上～25歳未満	4 人	1.8 %
25歳以上～30歳未満	24 人	10.7 %
30歳以上～35歳未満	26 人	11.6 %
35歳以上～40歳未満	51 人	22.8 %
40歳以上～45歳未満	37 人	16.5 %
45歳以上～50歳未満	30 人	13.4 %
50歳以上～55歳未満	38 人	17.0 %
55歳以上～60歳未満	12 人	5.3 %
60歳以上	2 人	0.9 %
平均年齢	40歳 10月	

※ 再任用フルタイム勤務職員4名を除く。

(6) 給　与 〔 2022年(令和4年)3月分 〕

(単位：人,円)

職制別	人員	給与総額	基準内給与		基準外給与	一人平均本俸	一人平均給与
			本俸総額	その他			
総　　数	**227**	**86,259,584**	**73,981,947**	**2,877,446**	**9,400,191**	**325,912**	**379,998**
部　　長	3	1,691,600	1,402,800	26,000	262,800	467,600	563,867
課　　長	14	7,458,700	6,143,400	194,000	1,121,300	438,814	532,764
課長補佐	6	2,799,290	2,429,000	114,000	256,290	404,833	466,548
次　　長	30	13,191,442	11,604,600	555,000	1,031,842	386,820	439,715
非役付職員	174	61,118,552	52,402,147	1,988,446	6,727,959	301,162	351,256

※ 再任用フルタイム勤務職員4名を含む。

※ 休業・休職1名は除く。

(7) 分掌事務

［ 2022年(令和4年)4月1日 ］

経 営 管 理 部

上下水道総務課

(1) 局の秘書並びに各部課かいとの連絡及び総合調整に関すること。
(2) 市議会関係の総括に関すること。
(3) 文書の収受及び発送に関すること。
(4) 文書の整理及び保存の総括に関すること。
(5) 重要文書の審査に関すること。
(6) 公文番号及び公示に関すること。
(7) 帳票の管理及び図書の登録に関すること。
(8) 公印の管理に関すること。
(9) 条例及び規則に関すること。
(10) 企業管理規程及び訓令に関すること。
(11) 日本水道協会等に関すること。
(12) 防災に関すること（災害対応の技術的な統括に関する事務を除く。）。
(13) 広報及び広聴に関すること。
(14) 職員の定数及び配置に関すること。
(15) 職員の任免、分限、懲戒、服務及び表彰に関すること。
(16) 職員の採用試験及び研修に関すること。
(17) 職員の給与及び労務に関すること。
(18) 職員の旅費に関すること。
(19) 職員の労働組合に関すること。
(20) 職員の公務災害、安全管理及び衛生管理に関すること。
(21) 職員の福利厚生に関すること。
(22) 職員の共済組合に関すること。
(23) その他人事及び職員に関すること。
(24) 課の予算及び資産の維持管理に関すること。
(25) 局、部及び課の庶務並びに課の統計に関すること。

財務経営課

(1) 予算に関すること。
(2) 財政計画に関すること。
(3) 経営分析に関すること。
(4) 決算に関すること。
(5) 資金計画及び資金運用に関すること。
(6) 現金及び有価証券の出納並びに保管に関すること。
(7) 証拠書類等の保管に関すること。
(8) 指定金融機関等に関すること。
(9) 収入、支出、振替伝票等の審査に関すること。
(10) 局内の行財政改革の取組の推進に関すること。
(11) 重要施策に関する企画及び総合調整に関すること。
(12) 主要事業の進行管理に関すること。
(13) 局の総合計画に関すること。
(14) 統計及び事業年報の総括に関すること。
(15) 特命事項に関すること。
(16) 情報化施策に関すること。
(17) 県用水供給事業等との連絡調整に関すること。
(18) 公印の管守に関すること。
(19) 課の予算及び資産の維持管理に関すること。
(20) 課の庶務に関すること。

管財契約課

(1) 資産の取得、管理及び処分の総括管理に関すること。
(2) 資産の損害保険に関すること。
(3) 普通固定資産の管理、貸付及び処分に関すること。
(4) 企業用固定資産の使用許可の総括に関すること。
(5) 工事精算書の保管に関すること。
(6) 庁舎及びその構内の管理に関すること。
(7) 局用自動車の使用、修繕、点検、整備及び損害保険の総括に関すること。
(8) その他資産の管理に関すること。
(9) 工事及び製造の請負契約に関すること。
(10) 業務、作業等の委託契約に関すること。
(11) 物品に関する購買、貸借等の契約に関すること。
(12) 競争入札参加者の資格及び指名並びに審査会に関すること。
(13) その他契約に関すること。
(14) 貯蔵品の準備計画、出納及び保管の総括に関すること。
(15) 棚卸資産及び資材の処分に関すること。
(16) その他資材、物品等の管理に関すること。
(17) 工事の検査に関すること。
(18) 工事の技術管理に関すること。
(19) 工事の施工方法等の調査及び研究に関すること。
(20) 技術支援に関すること。
(21) 水道技術研修センターに関すること。
(22) 公印の管守に関すること。
(23) 課の予算及び資産の維持管理に関すること。
(24) 課の庶務及び統計に関すること。

お客さまサービス課

(1) 水道料金、下水道使用料、下水道事業受益者負担金、手数料その他諸収入等に関すること。
(2) 窓口業務に関すること。
(3) 口座振替等に関すること。
(4) 水道メーターの検針に関すること。
(5) 使用水量の認定に関すること。
(6) 下水道事業受益者負担金等に関すること。
(7) 未納整理に関すること。
(8) 水洗便所及び排水設備の普及促進及び指導に関すること。
(9) 私道における下水道の受付及び審査に関すること。
(10) 加入金に関すること。
(11) 給水装置工事に関すること。
(12) 受水槽以下装置の調査及び指導に関すること。
(13) 指定給水装置工事事業者に関すること。
(14) 給水台帳の作成及び保管に関すること。
(15) 水洗便所改造資金に関すること。
(16) 排水設備指定工事店に関すること。
(17) 排水設備に関すること。
(18) 取付管工事に関すること。
(19) 止水板の設置補助に関すること。
(20) 水道メーターに関すること。
(21) 課の予算及び資産の維持管理に関すること。
(22) 課の庶務及び統計に関すること。

工 務 部

上下水道計画課

(1) 水道、工業用水道及び下水道の事業計画等の総合計画に関すること。
(2) 事業計画に伴う負担金及び用地交渉に関すること。
(3) 開発行為等に伴う給水施設及び下水道施設の申請及び指導監督に関すること。
(4) 企業債に関すること。
(5) 補助金及び交付金等に関すること。
(6) 水源及び水利権に関すること。
(7) 災害対応の技術的な統括に関すること。
(8) 工業用水道の給水契約等に関すること。
(9) 水道技術管理者の事務に関すること。
(10) 課の予算及び資産の維持管理に関すること。
(11) 部及び課の庶務並びに課の統計に関すること。

管路整備課

(1) 配水管等及び下水道管渠等の工事に関すること。
(2) 工事に伴う用地買収事務及び登記事務に関すること。
(3) 工事設計単価及び歩掛りに関すること。
(4) 配水管等及び下水道管渠等の資材規格の制定及び認定に関すること。
(5) 課の予算及び資産の維持管理に関すること。
(6) 課の庶務及び統計に関すること。

管路維持課

(1) 配水管等及び下水道管渠等の維持管理の調査及び修繕工事に関すること。
(2) 配水管等及び下水道管渠等の管理台帳の作成及び保管に関すること。
(3) 配水管等及び下水道管渠等の占用許可申請の更新に関すること。
(4) 修繕材料及び機材等の保管管理に関すること。
(5) 県用水供給事業からの受水に関すること。
(6) 課の予算及び資産の維持管理に関すること。
(7) 課の庶務及び統計に関すること。

施 設 部

水づくり課

(1) 浄水場施設の維持管理に関すること。
(2) 加圧ポンプ所等の維持管理に関すること。
(3) 下水道施設等の維持管理に関すること。
(4) 三川ダム、八田原ダム等の水源に関すること。
(5) 特定事業場の排水に係る規制及び指導に関すること。
(6) 放流水の指導等に関すること。
(7) 課の予算及び資産の維持管理に関すること。
(8) 公印の管守に関すること。
(9) 部及び課の庶務並びに課の統計に関すること。

施設整備課

(1) 水道施設、工業用水道施設及び下水道施設の工事に関すること。
(2) 工事に伴う用地買収事務及び登記事務に関すること。
(3) 課の予算及び資産の維持管理に関すること。
(4) 課の庶務及び統計に関すること。

水質管理センター

(1) 浄水処理過程及び給配水系統の水質管理に関すること。
(2) 水源水域の水質調査に関すること。
(3) 水質汚濁防止に関すること。
(4) 水質及び技術改善の研究に関すること。
(5) 放流水の水質検査に関すること。
(6) センターの予算及び資産の維持管理に関すること。
(7) センターの庶務及び統計に関すること。

3 主要統計

(1) 水道事業

ア 普及状況

項　　目	単位	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
行政区域内人口	人	468,987	468,380	467,837	465,402	461,664
〃　世帯数	世帯	206,888	209,148	211,391	212,621	212,564
給水区域面積	ha	28,351	28,351	28,351	28,351	28,351
給水区域内人口 A	人	468,562	467,958	467,476	465,054	461,319
〃　世帯数 B	世帯	206,632	208,899	211,160	212,394	212,339
給水人口 C	人	448,648	448,069	447,786	445,625	442,243
〃　世帯数 D	世帯	198,827	201,139	203,336	204,606	204,621
給水戸数	戸	209,300	210,977	212,651	213,864	215,800
給水人口普及率 C/A	%	95.7	95.7	95.8	95.8	95.9
給水世帯数普及率 D/B	%	96.2	96.3	96.3	96.3	96.4

※ 人口及び世帯数は，外国人登録者分を含む。
※ 給水戸数は，各年度6期の調定戸数で臨時用を除く。

イ 給水状況

項　　目	単位	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
配水量 E	㎥	50,659,773	※1 50,544,633	50,141,334	50,159,495	49,024,269
一日最大配水量 F	㎥	157,808	※2 158,812	147,585	165,829	145,582
月・日		2月8日	7月9日	7月30日	1月9日	7月29日
一日平均配水量 G	㎥	138,794	138,478	136,998	137,423	134,313
一人一日最大配水量 F/C	ℓ	352	354	330	372	329
一人一日平均配水量 G/C	ℓ	309	309	306	308	304
有収水量 H	㎥	47,440,720	47,324,499	47,482,190	47,719,161	46,967,298
有収率 H/E	%	93.65	93.63	94.70	95.13	95.80
負荷率 G/F	%	88.0	87.2	92.8	82.9	92.3

※1 平成30年7月豪雨に係る県用水への応援水量のうち福山市受水分を除く。中津原浄水場での販売水量を含む。
※2 平成30年7月豪雨に係る県用水への応援水量を含む。

ウ　配水量分析

項目	単位	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
配水量 E	㎥	50,659,773	50,544,633	50,141,334	50,159,495	49,024,269
有効水量 I	㎥	48,462,862	48,306,784	48,468,789	48,716,383	47,973,539
有収水量 H	㎥	47,440,720	47,324,499	47,482,190	47,719,161	46,967,298
無収水量	㎥	1,022,142	982,285	986,599	997,222	1,006,241
無効水量	㎥	2,196,911	2,237,849	1,672,545	1,443,112	1,050,730
有効率 I/E	%	95.66	95.57	96.66	97.12	97.86
有収率 H/E	%	93.65	93.63	94.70	95.13	95.80

(2) 工業用水道事業

項目	単位	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
給水事業所数	箇所	27	28	28	27	27
契約水量	㎥/日	228,175	227,325	227,325	235,025	235,025
取水量	㎥	81,065,371	81,006,035	86,020,222	85,140,844	89,760,975
中津原浄水場系	㎥	59,314,673	61,846,731	60,493,354	61,119,177	61,493,765
箕島浄水場系	㎥	21,750,698	19,159,304	25,526,868	24,021,667	28,267,210
配水量 A	㎥	80,439,260	80,429,903	85,421,094	84,518,805	89,191,425
中津原浄水場系	㎥	59,005,883	61,535,661	60,144,225	60,754,891	61,222,301
箕島浄水場系	㎥	21,433,377	18,894,242	25,276,869	23,763,914	27,969,124
一日最大配水量 B	㎥	259,109	266,893	268,423	265,723	276,301
月・日		8月21日	9月28日	9月9日	11月6日	8月2日
一日平均配水量 C	㎥	220,382	220,356	233,391	231,558	244,360
有収水量 D	㎥	79,882,189	79,737,864	84,801,635	83,814,282	88,567,873
中津原浄水場系	㎥	58,705,936	61,204,924	59,808,680	60,485,570	60,931,750
箕島浄水場系	㎥	21,176,253	18,532,940	24,992,955	23,328,712	27,636,123
有収率 D/A	%	99.31	99.14	99.27	99.17	99.30
負荷率 C/B	%	85.1	82.6	86.9	87.1	88.4

※ 契約水量は，各年度の3月末時点のものである。

(3) 下水道事業

項目		単位	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
全体計画	面積 A	ha	11,341.2	11,341.2	11,341.2	11,341.2	10,191.9
	処理人口	人	356,800	356,800	356,800	356,800	371,200
事業計画区域	面積	ha	8,640.6	8,640.6	8,640.6	8,640.6	8,626.1
	処理人口	人	347,960	347,960	347,960	347,960	382,380
行政区域内	面積	ha	51,814	51,814	51,814	51,772	51,772
	人口 B	人	468,987	468,380	467,837	465,402	461,664
	世帯数	世帯	206,888	209,148	211,391	212,621	212,564
処理区域内	面積 C	ha	7,210.7	7,306.8	7,325.2	7,338.6	7,351.5
	人口 D	人	340,672	342,152	347,322	350,448	351,267
	世帯数 E	世帯	150,283	152,783	156,937	160,104	163,463
面積整備率 C/A		%	63.6	64.4	64.6	64.7	72.1
水洗化人口 F		人	318,745	321,324	327,536	332,295	334,436
水洗化率（人） F/D		%	93.6	93.9	94.3	94.8	95.2
水洗化世帯数 G		世帯	140,618	143,513	148,072	151,912	155,860
水洗化率（世帯） G/E		%	93.6	93.9	94.4	94.9	95.3
排水戸数		戸	154,320	156,564	158,798	160,275	162,232
公共下水道人口普及率 D/B		%	72.6	73.1	74.2	75.3	76.1
汚水処理水量 H		㎥	41,461,084	41,439,136	39,361,810	41,431,764	40,773,620
有収水量 I		㎥	35,475,356	35,632,028	35,625,984	36,066,649	35,780,280
有収率 I/H		%	85.6	86.0	90.5	87.1	87.8
晴天時処理水量	最大	㎥/日	157,841	174,111	147,603	150,801	132,278
	平均	㎥/日	111,254	110,318	104,965	110,581	108,457

※ 人口及び世帯数は，外国人登録者分を含む。

※ 全体計画・事業計画区域面積及び処理人口は，服部地区農業集落排水施設分を含む。
全体計画の目標年次は2044年度（令和26年度），事業計画の目標年次は2026年度（令和8年度）である。

※ 有収水量には，尾道市浄化センターで処理をする福山市高西町の水量を含む。（2019年度（令和元年度）1,020㎥，2020年度（令和2年度） 4,226㎥，2021年度（令和3年度） 4,519㎥）

4 施設の耐震化等状況

(1) 水道事業

項　　目	算出基礎			2019年度	2020年度	2021年度
管路経年化率	法定耐用年数を経過した管路延長	881,200	m	30.5	30.8	31.2
	管路総延長	2,826,060	m			
管路の耐震化率	耐震管延長	764,350	m	24.8	25.8	27.0
	管路総延長	2,826,060	m			
基幹管路耐震化率	基幹管路耐震管延長	106,559	m	73.6	74.2	74.8
	基幹管路延長	142,529	m			
基幹管路耐震適合率	耐震適合性のある基幹管路延長	109,069	m	75.4	75.9	76.5
	基幹管路延長	142,529	m			
浄水施設の耐震化率	耐震対策の施された浄水施設能力	85,200	㎥/日	44.0	44.4	44.4
	全浄水施設能力	191,770	㎥/日			
配水池の耐震化率	耐震対策の施された配水池有効容量	108,554.47	㎥	60.0	61.2	65.7
	配水池等総容量	165,276.79	㎥			

(2) 工業用水道事業

項　　目	算出基礎			2019年度	2020年度	2021年度
管路経年化率	法定耐用年数を経過した管路延長	34,649	m	61.4	61.4	61.5
	管路総延長	56,375	m			
管路の耐震化率	耐震管延長	40,030	m	71.0	71.0	71.0
	管路総延長	56,375	m			
浄水施設の耐震化率	耐震対策の施された浄水施設能力	0	㎥/日	0.0	0.0	0.0
	全浄水施設能力	293,000	㎥/日			
配水池の耐震化率	耐震対策の施された配水池有効容量	19,621.60	㎥	67.9	67.9	67.9
	配水池等総容量	28,917.85	㎥			

(3) 下水道事業

項　　目	算出基礎			2019年度	2020年度	2021年度
管渠老朽化率	法定耐用年数を経過した管渠延長	98,563	m	3.1	4.3	5.2
	管渠総延長	1,887,370	m			
管渠の耐震化率	耐震管延長	737,847	m	38.5	38.8	39.1
	管渠総延長	1,887,370	m			
都市浸水対策達成率	整備済面積	3,433.7	ha	54.4	55.0	55.1
	市街地で雨水対策が必要な面積	6,227.5	ha			

5 料金・使用料の変遷

(1) 水道料金〔1980(昭和55).9.1以降〕

種別		1980(昭和55).9.1～	1986(昭和61).4.1～	1989(平成元).4.1～	1994(平成6).4.1～
計量制（1か月につき）	一般用	・10㎥まで 550円 ・11㎥～15㎥まで 1㎥につき 85円 ・16㎥～20㎥まで 1㎥につき 100円 ・21㎥～30㎥まで 1㎥につき 125円 ・31㎥以上 1㎥につき 135円	・10㎥まで 650円 ・11㎥～15㎥まで 1㎥につき 100円 ・16㎥～20㎥まで 1㎥につき 120円 ・21㎥～30㎥まで 1㎥につき 150円 ・31㎥以上 1㎥につき 160円	消費税導入 （3%課税） 料金は，左の表により算出した基本料金及び超過料金の合計額に100分の103を乗じて得た額とする。この場合において,1円未満の端数を生じたときは，その端数を切り捨てるものとする。	・10㎥まで 770円 ・11㎥～15㎥まで 1㎥につき 120円 ・16㎥～20㎥まで 1㎥につき 145円 ・21㎥～30㎥まで 1㎥につき 180円 ・31㎥以上 1㎥につき 195円
	共用（一戸につき）	・7㎥まで 295円 ・8㎥～15㎥まで 1㎥につき 85円 ・16㎥～20㎥まで 1㎥につき 100円 ・21㎥～30㎥まで 1㎥につき 125円 ・31㎥以上 1㎥につき 135円	・7㎥まで 350円 ・8㎥～15㎥まで 1㎥につき 100円 ・16㎥～20㎥まで 1㎥につき 120円 ・21㎥～30㎥まで 1㎥につき 150円 ・31㎥以上 1㎥につき 160円		共用給水装置を廃止
	公衆浴場用	・10㎥まで 550円 ・11㎥以上 1㎥につき 55円	・10㎥まで 650円 ・11㎥以上 1㎥につき 65円		・10㎥まで 770円 ・11㎥以上 1㎥につき 77円
	臨時用	・10㎥まで 1,700円 ・11㎥以上 1㎥につき 170円	・10㎥まで 2,000円 ・11㎥以上 1㎥につき 200円		・10㎥まで 2,500円 ・11㎥以上 1㎥につき 250円
消火用水		・無料 ・私設消火栓演習使用1栓 1回10分毎 700円	・無料 ・同1栓 1回10分毎 700円		・無料 ・同1栓 1回10分毎 1,300円
メーター使用料					
平均改定率		44.98%	18.80%		19.74%
備考					

1997(平成9).4.1～	1998(平成10).7.1～	2003(平成15).4.1～2006(平成18).3.31	2014(平成26).4.1～	2015(平成27).3.1～	2019(令和元).10.1～
消費税率引上げ及び地方消費税導入 (5%課税) 料金は，左の表により算出した基本料金及び超過料金の合計額に100分の105を乗じて得た額とする。この場合において，1円未満の端数を生じたときは，その端数を切り捨てるものとする。	・10㎥まで 920円 ・11㎥～15㎥まで 1㎥につき 144円 ・16㎥～20㎥まで 1㎥につき 174円 ・21㎥～30㎥まで 1㎥につき 217円 ・31㎥以上 1㎥につき 235円	新市地区緩和措置料金単価 ・10㎥まで 920円 ・11㎥～15㎥まで 1㎥につき 144円 ・16㎥～20㎥まで 1㎥につき 174円 ・21㎥～30㎥まで 1㎥につき 179円 ・31㎥以上 1㎥につき 188円	消費税率及び地方消費税率引上げ (8%課税) 料金は，左の表により算出した基本料金及び超過料金の合計額に100分の108を乗じて得た額とする。この場合において，1円未満の端数を生じたときは，その端数を切り捨てるものとする。	・基本料金 720円 ・1㎥～10㎥まで 1㎥につき 20円 ・11㎥～15㎥まで 1㎥につき 144円 ・16㎥～20㎥まで 1㎥につき 174円 ・21㎥～30㎥まで 1㎥につき 217円 ・31㎥以上 1㎥につき 235円	消費税率及び地方消費税率引上げ (10%課税) 料金は，左の表により算出した基本料金及び超過料金の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において，1円未満の端数を生じたときは，その端数を切り捨てるものとする。
	・10㎥まで 920円 ・11㎥以上 1㎥につき 92円			・基本料金 720円 ・1㎥～10㎥まで 1㎥につき 20円 ・11㎥以上 1㎥につき 92円	
	・10㎥まで 3,000円 ・11㎥以上 1㎥につき 300円			・基本料金 2,800円 ・1㎥～10㎥まで 1㎥につき 20円 ・11㎥以上 1㎥につき 300円	
	・無料 ・同1栓 1回10分毎 1,300円			・無料 ・同1栓 1回10分毎 1,300円	
	19.80%			△0.43%	
		合併に伴い新市地区の水道料金については，2003年度（平成15年度）1期分から3か年の緩和措置を講じる。		基本水量制の廃止 1か月につき10㎥までの分について，従量料金単価（1㎥につき20円）を新設	

(2) 工業用水道料金

<table>
<tr><td></td><td colspan="2">1958(昭和33).4.1～</td><td colspan="2">1960(昭和35).4.1～</td><td></td><td colspan="2">1965(昭和40).4.1～</td><td colspan="3">1969(昭和44).7.1～</td></tr>
<tr><td rowspan="5"></td><td colspan="2" rowspan="5"></td><td colspan="2" rowspan="5"></td><td rowspan="5">福山市臨海工業用水道事業</td><td colspan="2">福山市臨海工業用水道条例</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>基本料率</td><td>・基本水量
1㎥につき
4円50銭</td><td rowspan="2">第1種</td><td>基本料率</td><td>・基本使用水量
1㎥につき
4円50銭</td></tr>
<tr><td>超過料率</td><td>・超過水量
1㎥につき
4円50銭</td><td>超過料率</td><td>・超過使用水量
1㎥につき
4円50銭</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2"></td><td rowspan="2">第2種</td><td>基本料率</td><td>・基本使用水量
1㎥につき
6円</td></tr>
<tr><td>超過料率</td><td>・超過使用水量
1㎥につき
6円</td></tr>
<tr><td colspan="3">※ 第1種とは，初期臨海工業用水道施設（施設能力1日120,000㎥）から供給を受ける場合をいう。ただし，使用水量1日120,000㎥を超える部分は，第2種とみなす。
第2種とは，第2期臨海工業用水道施設（施設能力1日120,000㎥）から供給を受ける場合をいう。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">福山市工業用水道事業</td><td colspan="2">福山市工業用水道条例</td><td colspan="2"></td><td rowspan="3">福山市蓮池工業用水道事業</td><td colspan="2">福山市蓮池工業用水道条例に名称変更</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>基本料率</td><td>・基本使用水量
1㎥につき
2円50銭</td><td>基本料率</td><td>・基本使用水量
1㎥につき
2円50銭</td><td>基本料率</td><td>・基本使用水量
1㎥につき
2円50銭</td><td>基本料率</td><td>・基本使用水量
1㎥につき
2円50銭</td></tr>
<tr><td>超過料率</td><td>・超過使用水量
1㎥につき
2円50銭</td><td>超過料率</td><td>・超過使用水量
1㎥につき
3円50銭</td><td>超過料率</td><td>・超過使用水量
1㎥につき
4円50銭</td><td>超過料率</td><td>・超過使用水量
1㎥につき
4円50銭</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>1973(昭和48).4.1～</th><th>1975(昭和50).4.1～</th><th></th><th>1978(昭和53).4.1～</th><th>1980(昭和55).4.1～</th></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="2">第1種，第2種の料率を統一</td><td rowspan="11"></td><td colspan="2"></td><td colspan="3">福山市工業用水道条例
（臨海条例及び河口堰条例を一本化）</td></tr>
<tr><td>基本料率</td><td>・基本使用水量
1㎥につき
6円</td><td>基本料率</td><td>・基本使用水量
1㎥につき
10円30銭</td><td>基本料率</td><td>・基本使用水量
1㎥につき
10円30銭</td><td rowspan="2">第1種</td><td>基本料率</td><td>・基本使用水量
1㎥につき
16円50銭</td></tr>
<tr><td>超過料率</td><td>・超過使用水量
1㎥につき
6円</td><td>超過料率</td><td>・超過使用水量
1㎥につき
10円30銭</td><td>超過料率</td><td>・超過使用水量
1㎥につき
10円30銭</td><td>超過料率</td><td>・超過使用水量
1㎥につき
25円</td></tr>
<tr><td>基本料率</td><td>・基本使用水量
1㎥につき
6円</td><td colspan="2" rowspan="3"></td><td colspan="2" rowspan="3"></td><td rowspan="5">第2種</td><td>基本料率</td><td>・基本使用水量
1㎥につき
35円</td></tr>
<tr><td>超過料率</td><td>・超過使用水量
1㎥につき
6円</td><td>超過料率</td><td>・超過使用水量
1㎥につき
50円</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="3">旧蓮池工水使用者</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2"></td><td colspan="2" rowspan="2"></td><td>基本料率</td><td>・基本使用水量
1㎥につき
16円50銭</td></tr>
<tr><td rowspan="2">福山市芦田川河口堰工業用水道事業</td><td>超過料率</td><td>・超過使用水量
1㎥につき
25円</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td><td colspan="3" rowspan="5">※ 第1種とは，中津原浄水場から供給する工業用水に対する料率である。
第2種とは，箕島浄水場から供給する工業用水に対する料率である。</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="2">福山市芦田川河口堰工業用水道条例
※福山市蓮池工業用水道事業を廃止し，福山市芦田川河口堰工業用水道事業から給水</td></tr>
<tr><td>基本料率</td><td>・基本使用水量
1㎥につき
35円</td></tr>
<tr><td>超過料率</td><td>・超過使用水量
1㎥につき
35円</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="2">旧蓮池工水使用者</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2"></td><td colspan="2" rowspan="2"></td><td>基本料率</td><td>・基本使用水量
1㎥につき
10円30銭</td></tr>
<tr><td rowspan="2">福山市蓮池工業用水道事業</td><td>超過料率</td><td>・超過使用水量
1㎥につき
10円30銭</td></tr>
<tr><td>基本料率</td><td>・基本使用水量
1㎥につき
4円50銭</td><td>基本料率</td><td>・基本使用水量
1㎥につき
5円50銭</td><td colspan="2">廃　止</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>超過料率</td><td>・超過使用水量
1㎥につき
6円</td><td>超過料率</td><td>・超過使用水量
1㎥につき
7円50銭</td><td colspan="2"></td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

<table>
<tr><th></th><th colspan="3">1981(昭和56).4.1～</th><th colspan="3">1984(昭和59).4.1～</th><th>1989(平成元).
4.1～</th><th colspan="2">1991(平成3).4.1～</th></tr>
<tr><td rowspan="6">福山市臨海工業用水道事業</td><td colspan="3"></td><td colspan="3"></td><td rowspan="6">消費税導入
(3%課税)

料金は，左の表により算出した基本料金及び超過料金の合計額に100分の103を乗じて得た額とする。この場合において，1円未満の端数を生じたときは，その端数を切り捨てるものとする。</td><td colspan="2">第1種，第2種料率を統一</td></tr>
<tr><td rowspan="2">第1種</td><td>基本料率</td><td>・基本使用水量
1㎥につき
16円50銭</td><td rowspan="2">第1種</td><td>基本料率</td><td>・基本使用水量
1㎥につき
19円80銭</td><td>基本料率</td><td>・基本使用水量
1㎥につき
31円70銭</td></tr>
<tr><td>超過料率</td><td>・超過使用水量
1㎥につき
25円</td><td>超過料率</td><td>・超過使用水量
1㎥につき
30円</td><td>超過料率</td><td>・超過使用水量
1㎥につき
48円</td></tr>
<tr><td rowspan="5">第2種</td><td>基本料率</td><td>・基本使用水量
1㎥につき
35円</td><td rowspan="5">第2種</td><td>基本料率</td><td>・基本使用水量
1㎥につき
38円30銭</td><td colspan="2" rowspan="5"></td></tr>
<tr><td>超過料率</td><td>・超過使用水量
1㎥につき
50円</td><td>超過料率</td><td>・超過使用水量
1㎥につき
60円</td></tr>
<tr><td colspan="2">旧蓮池工水使用者</td><td colspan="2">旧蓮池工水使用者</td></tr>
<tr><td>基本料率</td><td>・基本使用水量
1㎥につき
23円30銭</td><td>基本料率</td><td>・基本使用水量
1㎥につき
26円60銭</td></tr>
<tr><td>超過料率</td><td>・超過使用水量
1㎥につき
31円80銭</td><td>超過料率</td><td>・超過使用水量
1㎥につき
36円80銭</td></tr>
<tr><td>福山市芦田川河口堰工業用水道事業</td><td colspan="3"></td><td colspan="3"></td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="3"></td><td colspan="3"></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>1997(平成9).
4.1～</th><th>2006(平成
18).4.1～</th><th>2014(平成26).
4.1～</th><th>2019(令和元).
10.1～</th><th colspan="2">2020(令和2).7.1～</th></tr>
<tr><td>消費税率引上げ及び地方消費税導入
（5%課税）

料金は，左の表により算出した基本料金及び超過料金の合計額に100分の105を乗じて得た額とする。この場合において，1円未満の端数を生じたときは，その端数を切り捨てるものとする。</td><td rowspan="2">臨海工業用水道事業と芦田川河口堰工業用水道事業を統合
↓
福山市工業用水道事業</td><td>消費税率及び地方消費税率引上げ
（8%課税）

料金は，左の表により算出した基本料金及び超過料金の合計額に100分の108を乗じて得た額とする。この場合において，1円未満の端数を生じたときは，その端数を切り捨てるものとする。</td><td>消費税率及び地方消費税率引上げ
（10%課税）

料金は，左の表により算出した基本料金及び超過料金の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において，1円未満の端数を生じたときは，その端数を切り捨てるものとする。</td><td colspan="2">二部料金制へ移行

基本料率：・基本水量 1㎥につき 27円50銭
使用料率：・基本使用水量 1㎥につき 1円50銭
超過料率：・超過使用水量 1㎥につき 43円50銭</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td colspan="2">責任水量制の廃止

基本水量の範囲内で使用した水量１㎥につき，1円50銭の使用料単価を新設

平均改定率△8.9%</td></tr>
</table>

(3) 下水道使用料〔1988(昭和63).4.1以降〕

種別	1988(昭和63).4.1～	1989(平成元).4.1～	1991(平成3).4.1～	1994(平成6).4.1～	1997(平成9).4.1～	1998(平成10).7.1～
一般用	・10㎥まで　370円 ・11㎥～15㎥まで 1㎥につき　50円 ・16㎥～20㎥まで 1㎥につき　75円 ・21㎥～30㎥まで 1㎥につき　90円 ・31㎥～250㎥まで 1㎥につき　120円 ・251㎥以上 1㎥につき　125円	消費税導入(3%課税) 使用料は,左の表により算出した基本使用料及び超過使用料の合計額に100分の103を乗じて得た額とする。この場合において,1円未満の端数を生じたときはその端数を切り捨てるものとする。	・10㎥まで　460円 ・11㎥～15㎥まで 1㎥につき　65円 ・16㎥～20㎥まで 1㎥につき　95円 ・21㎥～30㎥まで 1㎥につき　115円 ・31㎥～250㎥まで 1㎥につき　150円 ・251㎥以上 1㎥につき　155円	・10㎥まで　620円 ・11㎥～15㎥まで 1㎥につき　95円 ・16㎥～20㎥まで 1㎥につき　125円 ・21㎥～30㎥まで 1㎥につき　150円 ・31㎥～250㎥まで 1㎥につき　175円 ・251㎥以上 1㎥につき　180円	消費税率引上げ及び地方消費税導入(5%課税) 使用料は,左の表により算出した基本使用料及び超過使用料の合計額に100分の105を乗じて得た額とする。この場合において,1円未満の端数を生じたときはその端数を切り捨てるものとする。	・10㎥まで　740円 ・11㎥～15㎥まで 1㎥につき　110円 ・16㎥～20㎥まで 1㎥につき　140円 ・21㎥～30㎥まで 1㎥につき　170円 ・31㎥～250㎥まで 1㎥につき　195円 ・251㎥以上 1㎥につき　200円
公衆浴場用	・10㎥まで　200円 ・11㎥以上 1㎥につき　20円		・10㎥まで　250円 ・11㎥以上 1㎥につき　25円	・10㎥まで　300円 ・11㎥以上 1㎥につき　30円		・10㎥まで　350円 ・11㎥以上 1㎥につき　35円
平均改定率	48.2%		25.3%	29.3%		13.3%
備考						

2002(平成14).7.1～	2003(平成15).4.1～2006(平成18).3.31	2014(平成26).4.1～	2015(平成27).3.1～	2019(令和元).10.1～
	新市地区緩和措置料金単価			
・10㎥まで 850円 ・11㎥～15㎥まで 1㎥につき 126円 ・16㎥～20㎥まで 1㎥につき 160円 ・21㎥～30㎥まで 1㎥につき 195円 ・31㎥～250㎥まで 1㎥につき 223円 ・251㎥以上 1㎥につき 229円	・10㎥まで 850円 ・11㎥～15㎥まで 1㎥につき 126円 ・16㎥～20㎥まで 1㎥につき 160円 ・21㎥～30㎥まで 1㎥につき 153円 ・31㎥～250㎥まで 1㎥につき 179円 ・251㎥以上 1㎥につき 190円	消費税率及び地方消費税率引上げ（8%課税） 使用料は，左の表により算出した基本使用料及び超過使用料の合計額に100分の108を乗じて得た額とする。この場合において，1円未満の端数を生じたときは，その端数を切り捨てるものとする。	・基本使用料 790円 ・1㎥～10㎥まで 1㎥につき 20円 ・11㎥～15㎥まで 1㎥につき 147円 ・16㎥～20㎥まで 1㎥につき 187円 ・21㎥～30㎥まで 1㎥につき 228円 ・31㎥～250㎥まで 1㎥につき 261円 ・251㎥以上 1㎥につき 267円	消費税率及び地方消費税率引上げ（10%課税） 使用料は，左の表により算出した基本使用料及び超過使用料の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において，1円未満の端数を生じたときは，その端数を切り捨てるものとする。
・10㎥まで 400円 ・11㎥以上 1㎥につき 40円			・基本使用料 260円 ・1㎥～10㎥まで 1㎥につき 20円 ・11㎥以上 1㎥につき 46円	
14.56%			16.56%	
	合併に伴い新市地区の下水道使用料については，2003年度（平成15年度）1期分から3か年の緩和措置を講じる。		基本水量制の廃止 １か月につき10㎥までの分について，従量使用料単価（１㎥につき20円）を新設	